

令和6年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録  
（ 電気機械器具製造業 ）

- 1 開催日時 令和6年 10月8日（火） 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 津市島崎町 327-2 津第二地方合同庁舎 3階会議室
- 3 出席委員
- |       |       |       |       |  |
|-------|-------|-------|-------|--|
| 公益代表  | 前田 茂樹 | 三好 正人 |       |  |
| 労働者代表 | 池尻 亮輔 | 小畑 彰彦 | 東 剛寛  |  |
| 使用者代表 | 大西 宏弥 | 倉光 優次 | 松山 佳史 |  |

4 議題

- (1) 金額検討について

5 開 会  
(指導官)

定刻になりましたので、只今から、令和6年度第2回三重県電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、公益の恒岡委員からご欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしく願いいたします。

6 議 事

- (1) 金額検討について  
(部会長)

委員の皆様には、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

先の合同部会で部会長を仰せつかりました三好でございます。どうぞよろしく申し上げます。この専門部会の進行を務めさせていただきます。

特定（産業別）最低賃金は、労使のイニシアティブにより、特定（産業

別)最低賃金が必要と認めた業種について設定しているものでございます。労使のイニシアティブ発揮により、全会一致の白丸での結審を目指したいと、これは毎回申しあげておりますがよろしくお願いいたしたいと思っております。

先日の合同部会においては、予備日を含めて、第4回までの開催日程を決めたところではございますが、出来るだけ早い時期に具体的な数字を出していただいて、合意点を見出していきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今日から、議題の金額検討に入らせていただきますが、その前に、事務局から資料説明等お願いしたいと思います。事務局お願いいたします。

(室 長)

はい、それでは私の方から、前回、第1回合同専門部会の時に資料を配付説明させていただきましたので、本日の資料はそれに追加ということで簡単にご説明をさせていただきますと思います。

① お手元の方に配らせていただいた資料1をご覧ください。「三重県の一般職業紹介状況」で一番新しいものを付けさせていただきました。令和6年8月の状況のものです。

有効求人倍率(季節調整値)については1.16倍で、前月と同数値となりました。

② 次に資料2をご覧ください。「最近の東海財務局管内の経済情勢」でございます。

総括判断は、今回(6年7月判断)で「回復の動きに一服感がみられる」となっており、総括判断の要点として、「個人消費は、持ち直している。生産活動は、足踏みの状況にある。雇用情勢は、緩やかに改善している。」となっております。

以下、各項目における判断と情勢となっております。

③ 次に資料3をご覧ください。一般社団法人 中部経済連合会が発行している「経済調査月報(2024年9月)」でございます。

4ページにございます経済産業局基調判断は、「当地域の景気は、緩やかに持ち直している。」「生産動向は、主力の輸送機械は持ち直しの動きがみられる、生産用機械は弱い動き、電子部品・デバイスは緩やかに増加していることなどから、全体として「持ち直しの動きがみられる」と判断。「需要動向は、個人消費は持ち直している。設備投資は全産業で前年度を上回る計画となっている。住宅投資は新設住宅着工戸数が2ヵ月連続で前年同月を下回った。輸出は29ヵ月連続で前年同月を上回った。雇用は有効求人倍率が3ヵ月連続で低下した。」「先行きについては、為替変動、海外経済の動向、不安定な世界情勢等の複合的な影響などを注視していく必要がある。」とされて

います。

三重県の経済概況は、14 ページに 2024 年 7 月は「持ち直している。」  
となっております。

- ④ 次に、資料 4 は、「東海 3 県の金融経済動向（2024 年 9 月）」（日本銀行名古屋支店）でございます。【概況】は、「東海 3 県の景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。

個人消費は、物価上昇などの影響がみられるものの、持ち直している。

公共投資は、高水準で推移している。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

輸出と生産は、増加基調にあるが、足元では台風による影響がみられる。

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている

金融環境をみると、東海 3 県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の預金および貸出は、前年を上回っている。貸出約定平均金利は、新規・ストックともに横ばい圏内で推移している。企業倒産は、件数が増加している。

となっております。

- ⑤ 資料 5 は、本年審議をお願いしている電気機械器具製造業に係る年次別決定状況です。

昨年は、35 円、引上げ 3.68% で金額が 987 円となったところでございます。

12 月 21 日からの発効となっております。

- ⑥ 資料 6 は、金額改正の必要性をご審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたもの  
でございます。

- ⑦ 資料 7 は、平成 14 年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長のご発言にもございましたが、「特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格である。」旨が記載されております。再確認いただくため、お配りさせていただいております。

- ⑧ 資料 8 は、「令和 6 年最低賃金に関する基礎調査の概要」でございます。

この調査の目的については、調査の概要 1 ページ 1 をご覧いただくとよろしいのですが。審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見ていた

だく総括表が資料になります。2枚めくっていただきますと総括表でございます。未満率とは、当年6月時点の賃金はその時点の最低賃金額未満の労働者の割合でございます。従って現在の987円より1円低い986円の行に黄色のラインを引いております。未満率は5.0%でございます。

- ⑨ 資料9は、「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」の行政通達でございます。

令和5年7月27日総務省告示により日本標準産業分類が改定されて、令和6年4月1日から施行しています。

主な改正点は各種商品小売業等の分類が再編新設されたことでございますが、産業名称の記載でカンマを使用していたものを読点に変更する改正も行われました。

今まで最低賃金改正決定の報告書や答申に記載する、適用する使用者について、「管理，補助的経済活動を行う事業所」という記載があり、この管理の後ろにカンマが打たれていましたが、このカンマが読点に変更されました。

適用する使用者について記載に変更がある点説明させていただきました。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

只今の資料説明について何かご質問等ございますでしょうか。

資料が膨大でございますので、何かありましたらまた後程お願いします。金額検討に入りたいと思います。

審議の進め方ですが、先月の第1回合同専門部会で決まりましたとおり、まず労使が分かれてご検討いただき、その結果を公益委員がお聞きした後、公労使が集まって審議を再開した際に労働者代表委員と使用者代表委員それぞれから代表してお一人に検討結果を報告いただく形で進めたいと思います。このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

分かれていただく前に、労使それぞれのご意見をお伺いたいと思います。まず、労側委員の方から。

(東委員)

昨年に引き続き電気機械器具製造業、審議必要性ありとご判断いただき、そのことについては、三重県における電機産業の重要性を公労使で確認されたものと認識をしております。

現下の状況といたしましては、ご存じのとおり本年度は連合加盟労組の賃上げ率は5%を超えてきておりますし、地賃も50円プラスで1,000円を超えてくるというような水準になりました。政府の方でも2030年半ばまでに全国加重平均を1,500円に。先に行われました総裁選の中でも2,000円というような水準に上がってきており、過去とは比べ物にならないような環境になってきていることは事実であります。是非、今後の電機産業のためにも過去の判例に囚われない議論をお願いしたいところであります。

また、過去には70円前後の地賃との優位性があった特定（産業別）最低賃金も、今では14円と徐々に優位性も低くなってきておりますので、ここについては非常に判断に苦慮されることだと思いますが、県下における電機産業の立ち位置についても議論をさせていただき時期に来ているのかなと感じております。

県内他業種との横並びや東海地区での横並び結審とならないよう申し添えて意見表明とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（部会長）

ありがとうございました。

では使用者側委員、いかがでしょうか。

（大西委員）

特にございませんけれども、現下の社会経済情勢をしっかりと踏まえつつ、それぞれ中小・小規模事業者、とりわけ小規模事業者の現況が未だにこの業界でも厳しい状況が続いていると思っておりますので、その辺も踏まえた上でしっかりファクトを押さえて審議をさせていただきたいと思っておりますし、労働者側さんにもよろしくその辺はお願いしたいと思っております。以上です。

（部会長）

ありがとうございます。

労側、使側のご意見をいただきました。

では、公労の委員、公使の委員で個別検討する部分は、非公開とし傍聴人は退出いただくこととします。

労使が分かれてご検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、公労使が集まって審議する際には、「再開」として、審議に入ることとします。

それでは、休会といたします。

— 労使個別協議会場（それぞれ検討）へ —

— 全体会場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、審議を再開させていただきます。

それでは、まず、労働者側代表委員から、個別検討結果報告をお願いします。

(東委員)

労働者側代表として発言をさせていただきます。

冒頭お話をさせていただきましたが、地賃との優位性につきましては、過去には70円前後の額があったものが現在では14円ということで、徐々に優位性も低くなってきております。ただ他の県を見ますとまだまだ優位性が高い県もありますので、できればこちらとしてもこの優位性は高く保ちたいというふうに思っております。ただ、企業内最賃の大切さも理解しているのは事実でありますので、本日こちらとしては企業内最賃を踏まえた額を提示させていただきました。次回以降は本日提示額の根拠等の数字をお示しさせていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

(部会長)

ありがとうございます。続いて、使用者側代表委員よりご報告をお願いします。

(大西委員)

お疲れ様です。

私共話をさせていただいた中で、中小小規模事業者のことをまず念頭に置いていただきたいと冒頭に申し上げておりましたが、そんな中で賃金の改定状況ですとか、4表の話なんですけれども、それとか日商の賃金改定に関する調査の状況、それらを踏まえるとどうしても地賃の1,023円に計算上なかなか満たないことが生じてきます。一方で優位性のこともあって、これを審議の俎上に載せたわけですから、そういうことではだめだということで、私共としては地賃の1,023円を最低限上回る額をご提示させていただいたところです。

まだまだ色々議論の余地はあるのかもわかりませんが、お互いにこれから詰めていければと思っていますので、よろしく願いします。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

双方のご意見を伺って参りましたが、先程の各委員のご発言どおり合意にはもう少しお時間をかけた方がよろしいかと判断をさせていただいております。

時間もまいりましたので、今日のところは、これにて閉会させていただきますと思います。

冒頭にも申し上げましたように、部会は予備日を含め4回ございます。一応4回目というのは予備日という形にしたいと思っておりますので、次回の第3回で結審できればと、公益も努めさせていただきますので、労使双方歩み寄ったご議論をお願い申し上げたいと思います。

次回は、10月10日(木)13時30分から、場所は 地下共用会議室でございますので、参集をよろしく願いします。

本日はこれにて終了させていただきます。長時間お疲れ様でした。  
ありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上